

# 子どもだから…子どもだけど…

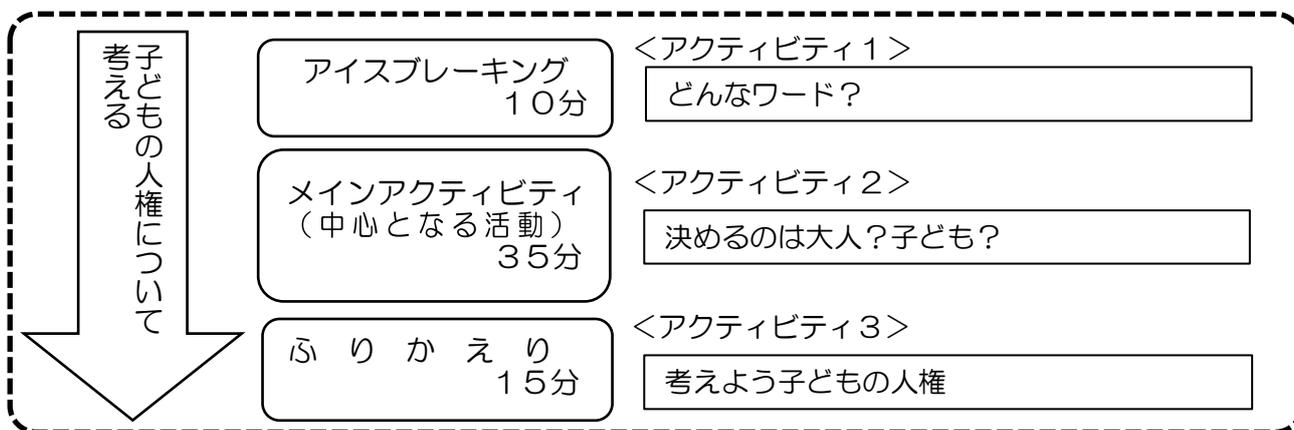
## 子どもの人権

### ねらい

子どもは一人の人間として、大人と同様に人権が尊重されなくてはなりません。ここでは、子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重するよりよい関わり方について考えたり、子どもの人権に対する意識を高めたりします。

時間	60分	人数	1グループ4～5人
準備	ワークシート①・② 資料①（グループ数）・資料② 筆記用具		

### 学習の流れ



### <アクティビティ1> どんなワード?

#### 活動のねらい

子どもの権利に関するワードを完成させる活動をとおして、子どもの人権に関しての関心を高めます。

#### 活動の進め方

<準備> 資料①

- 簡単に自己紹介をします。（所属や名前、趣味など）
- カードを並び替えて、あるワードを完成させます。  
例 

き	よ	う	い	く	を	う	け	る
じ	ゆ	う	は	っ	さ	い	み	ま
よ	い	と	こ	ろ	を	の	ば	す
- 各グループのワードを発表し合い、共有します。
- 各ワードに関係することは何か、グループで考えます。
- 発表します。

#### 実施の際のポイント

並び替えができないことも想定して、ヒントを出せるようにしておきます。カード1枚に2文字入れれば、難易度が下がります。

グループからの意見が出ない場合は、ファシリテーターが「子どもに関係するワード」であることを伝えます。

## <アクティビティ2> 決めるのは大人？子ども？

### 活動のねらい

親子の会話の中で子どもの人権を侵害している場面から子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重した関わり方について考えます。

### 活動の進め方

〈準備〉ワークシート①

- 1 子どもの立場になって親子の会話を読み、気になる部分にアンダーラインを引きます。次に、気になった理由を余白に書き込みます。
- 2 アンダーラインを引いた部分とその理由をグループ内で発表します。
- 3 発表をとおして、自分自身や周囲の大人の「子どもへの見方や接し方」について、気付いたことや感じたことなどを話し合います。
- 4 グループ内で出た意見について、全体で発表し合い、共有します。

### 実施の際のポイント

理由は、考えやすいところから書いてよいことを伝えます。また、全て書かなくてもよいことも伝えます。

自分とは異なる意見であっても、否定せずになぜそのように考えたのか、グループ内で話し合うよう助言します。

子どもの人権を尊重した見方、接し方をしているか、気付かないうちに侵害していることはないか振り返るように伝えます。

## <アクティビティ3> 考えよう子どもの人権

### 活動のねらい

子どもの人権を尊重した標語づくりをとおして自分自身を振り返り、子どもとよりよい関わり方をしたいとする意欲を高めます。

### 活動の進め方

〈準備〉ワークシート② 資料②

- 1 資料②「児童の権利に関する条約（抄訳）」を配り、子どもの権利について確認します。
- 2 子どもたちの人権を尊重し、よりよく関わっていくために、子どもと接する際に気を付けたいことを考え、標語作りをします。
- 3 グループで標語を発表し合い、活動の「ふりかえり」をします。

### 実施の際のポイント

第2条「差別の禁止」、第12条「意見を表す権利」、第13条「表現の自由」、第16条「プライバシー」など、子どもにも大人と同様に人権があるとともに、第19条「虐待・放任からの保護」、第34条「性的搾取からの保護」など、大人から守られる権利も有することを確認します。

時間がある場合には、グループで代表作を決めてもらい、全体に発表することで「ふりかえり」の内容を共有します。

## 決めるのは大人？子ども？ ～ある家庭での会話～

Aさんは16歳。友達のBさんと好きなミュージシャンの話でいつも盛り上がっています。今度、となりの市でそのミュージシャンのコンサートがあることを知り、Bさんから一緒に行こうと誘われました。Aさんは行きたくて仕方ありません。

そんなある夜…

A：お母さん、今度Bちゃんと一緒にとなりの市でやるコンサートに行ってもいいでしょ？

親：子どもたちだけで行くの？お母さんは反対よ。

A：えー、でもお父さんは、いつも若いうちにどんどん外を見て、いろいろな経験をしなさいって言ってるよ。

親：それは、男の子の話でしょ。あなたは女の子でしょ。何かあったらどうするの？

A：気を付けて行くから。それとスマホですぐ連絡取れるようにするから。

親：でも約束守っていないわよね、スマホの。昨日、ずいぶん遅くまでスマホいじっていたでしょ？Bちゃん、家の人とけんかしてるんでしょ？大丈夫なの？

A：え！？どうして知ってるの？私のスマホ見たの？…勝手に見るなんてひどい！

親：あなたが心配だからよ。そんなの親なんだから当然でしょ。

親：それから、この前買って来た服、あれは何？派手過ぎるでしょ。全然似合わないわ。

A：ひどい。私だって好きな服を着てもいいじゃない。それに自分のお小遣いを貯めて買ったのよ。どうしてそんなこと言うの？

親：あなたを心配しているからでしょ！子どもなんだから、いくらお小遣いでも自由に使ってもいいはずないでしょ。あんな服を買ったら、お小遣いなんかあげません。

A：そんなのひどい…。何でもお母さんが決めるの？

- (1) 子どもの立場になって会話を読み、気になる部分にアンダーラインを引きます。次に、どうして気になったのか余白に理由を書き込みましょう。
- (2) アンダーラインを引いた部分とその理由をグループ内で発表しましょう。
- (3) 発表をとおして、自分自身や周囲の大人の「子どもへの見方や接し方」について、気付いたことや感じたことなどを話し合いましょう。

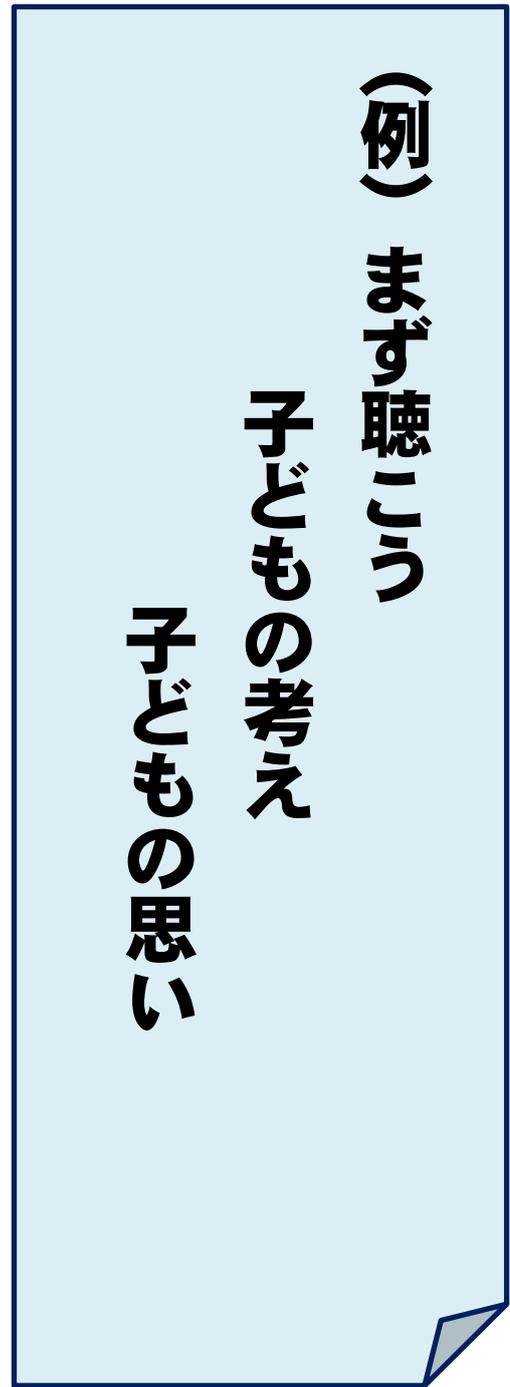
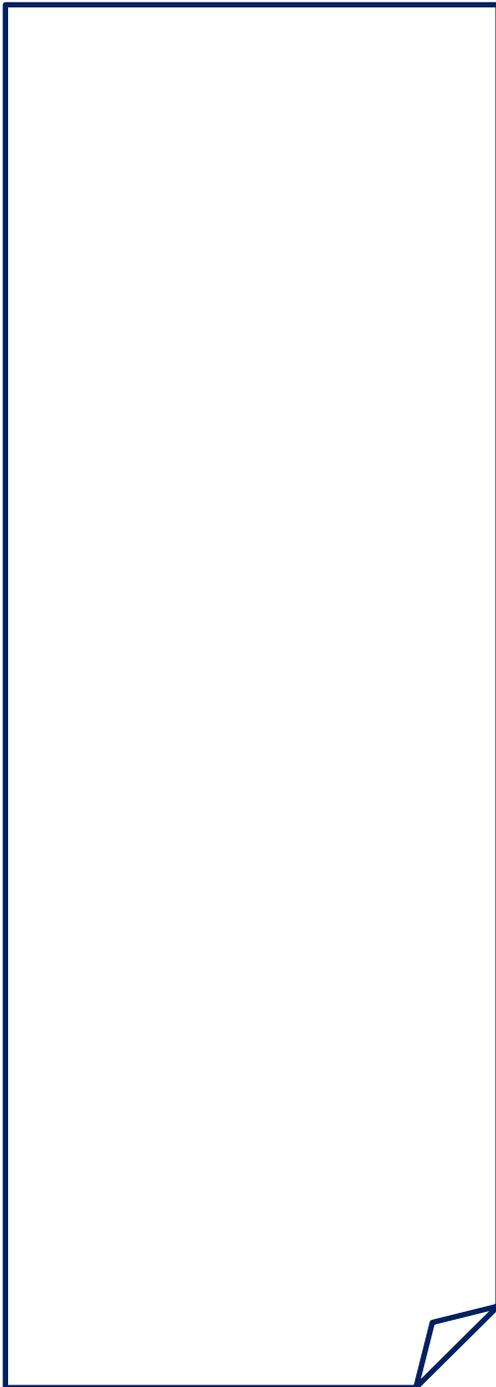
**メモ**

- (4) グループごとに発表し、全体で共有しましょう。

**メモ**

## 考えよう子どもの人権

- (1) 資料「児童の権利に関する条約(抄訳)」を読み、子どもの権利について確認しましょう。
- (2) 子どもの人権を尊重し、よりよく関わっていくためのポイントを標語にしてみましょう。  
難しい場合は、スローガンやキーワードなど思い付くものを書いてみましょう。



**(例)**  
**まず聴こう**  
**子どもの考え**  
**子どもの思い**

資料① ワードカード

※切り取ってお使いください

き	ょ	う	い	く
を	う	け	る	

じ	ゅ	う	は	っ
さ	い	み	ま	ん

す	こ	や	か	な
せ	い	ち	ょ	う

よ	い	と	こ	ろ
を	の	ば	す	

ま	も	ら	れ	る
け	ん	り		

あ	か	る	く	げ
ん	き	に		

**第1条【子どもの定義】**

18歳になっていない人を子どもとします。

**第2条【差別の禁止】**

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

**第3条【子どもにもっともよいことを】**

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

**第4条【国の義務】**

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

**第5条【親の指導を尊重】**

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

**第6条【生きる権利・育つ権利】**

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

**第7条【名前・国籍をもつ権利】**

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

**第8条【名前・国籍・家族関係を守る】**

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

**第9条【親と引き離されない権利】**

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

**第10条【別々の国にいる親と会える権利】**

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

**第11条【よその国に連れさらられない権利】**

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。

**第12条【意見を表す権利】**

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

**第13条【表現の自由】**

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

**第14条【思想・良心・宗教の自由】**

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

**第15条【結社・集会の自由】**

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

**第16条【プライバシー・名誉は守られる】**

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

**第17条【適切な情報の入手】**

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめて、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

**第18条【子どもの養育はまず親に責任】**

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

**第19条【虐待・放任からの保護】**

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

**第20条【家庭を奪われた子どもの保護】**

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

## 第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

## 第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

## 第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

## 第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

## 第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

## 第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

## 第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

## 第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

## 第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

## 第39条【被害にあった子どもを守る】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

## 第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

## 第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

## 第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

## 第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

## 第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

## 第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

## 第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

## 第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

## 第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

## 第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。